

# 令和7年 社会委員会行政視察報告

## 〔参加委員〕

委 員 長 小林英朗  
副委員長 塩川浩志  
委 員 高橋良衛、小松みほ、内藤祐子、小林歳春、竹花みゆき

1 観察日時 令和7年10月15日（水）～10月17日（金）

## 2 観察先及び観察事項

- ・神奈川県川崎市 「子どもの権利に関する周知事業について」
- ・奈良県生駒市 「こども版パブリックコメントについて」
- ・兵庫県尼崎市 「子どもの権利に関する周知事業について」「子どものための権利擁護委員会について」
- ・愛知県名古屋市 「子どもの権利相談室『なごもっか』について」

## 3 観察概要

佐久市では令和5年4月に議会提案による「佐久市子どもの権利条例」が施行されたたが、子どもや市民への周知が進んでいるとは言い難い現状がある。そこで、条例や子どもの権利について周知を進め、子どもの権利が守られるまちを作っていくために、先進自治体で行われている周知の取組や、子どもの声を聴く取組、具体的な子どもの権利擁護のあり方などについて観察することとした。

### （1）川崎市 「子どもの権利に関する周知事業について」

2001年に「川崎市子どもの権利に関する条例」を施行。子どもの権利を具現化する場として2003年に「川崎市子ども夢パーク」を開設したことなどで全国に知られるトップランナーであることから、観察先とした。

ア 観察日時 令和7年10月15日（水）午前9時30分から午前11時00分まで

イ 対応者 こども未来局青少年支援室子どもの権利担当、議会事務局政策調査課

#### ウ 内容

条例制定当時は体罰や虐待、不登校が増加し、校内暴力など子どもたちの「荒れ」も目についていた。1998年の市民意識調査で「子どもの守られる権利」「育つ権利」の保証が不十分と考えている市民が4割に上った。そこから約2年かけ、学識者や地域団体、学校関係者らの委員会や公募の小4～高校生33人による「子ども委員会」など200回以上の会議や市民集会を開催。2000年12月議会で条例を制定した。具体的な権利保障のための仕組みとして、子ども会議、子ども夢パーク、人権オブズバーソン、子どもの権利委員会などを設けている。

周知に関する取組としては、11月20日を「かわさき子ども権利の日」と定め、「子どもの権利の日のつどい」開催や夢パークとの協働企画、市立図書館に子どもの権利に関する図書コーナー設

置などを行っている。

また、周知のツールとして、リーフレットを小学生版、中高生版の2種類作っている。また、カラー版16ページのパンフレットも作製したが、当初のものはなかなか手に取ってもらえなかつたことから、子どもに人気の「うんこドリル」とのコラボによる「日本一やさしい子どもの権利ドリル」を3万冊作成。イベントで読んだり、学童クラブで簡単な授業を行う際に使ったりしている。

このほか、子どもの権利を紹介す10分前後のYouTube動画を7本作成。DVDなどよりも学校現場で使いやすいと好評を得ている。

周知のためには、学校、教育委員会との連携が重要。子どもが「権利」を知るきっかけは、「学校で配られたパンフレット」「先生の話」が多い。認知度は、大人より子どもの方が高く、子どもがいない大人よりも子どもがいる大人の方が圧倒的に高い。

## エ 考察

子ども向けのやさしいリーフレットやYouTube動画などによる周知、理念を実現する場としての「子ども夢パーク」、権利が侵害された際の救済機関である「人権オンブズパーソン」、条例に沿った施策が行われているか検証する「子どもの権利委員会」など、重層的な仕組みやツールを用意して不断の取組を行っている。

大人よりも子どもの認知度が高いことから、学校で子どもたちにしっかりと伝えることが第一歩だと感じた。そのためにも鍵となるのが子育て担当と教育委員会の連携。「縦割り」に陥らないよう、常に連携を意識しながら互いのイベントに参加し合うなどして意識の共有を図っており、「互いに何でも意見を言い合える関係ができている」という説明が印象的だった。

「うんこドリル」とのコラボも、思い切った柔軟な発想で、何よりも子どもたちへの周知が第一歩であることを考えると、こうした柔軟な発想、工夫は佐久市でも大いに参考になると感じた。



川崎市の視察の様子

## (2) 奈良県生駒市 「こども版パブリックコメントについて」

令和6年度の「生駒市こども計画」策定にあたり、計画の中でも特に子どもと深く関わる施策について、当事者である子どもの意見を聴くため「こども版パブリックコメント」を実施した。

ア 視察日時 令和7年10月16日(木) 午前9時30分から午前11時00分まで

イ 対応者 子育て健康部次長兼こども政策課長、子ども政策課係長、厚生文教委員長

## ウ 内容

こども版パブコメは3段階に分けて実施。

①令和6年12月、公募した小4～中3延べ18人で「みんなで回答しよう」という趣旨の動画と、パブコメの設問を作成 ②令和7年1月10日～22日、市内の公立学校の小4～中3の児童生徒を対象にタブレットでパブコメ実施。小学生1678人(回答率50・4%)、中学生1661人(同55・9%)が回答。選択しではなく、記述式の設問にして、回答をテキストマイニングで分析 ③令和7年1月25日、動画・設問作成者に携わった5人で、パブコメの分析結果を踏まえたヒアリング

①の設問作りでは、市側が用意したたき台の設問が子どもたちの意見で大幅に短くなり、、直接的で分かりやすい表現に変えられた。

③では、回答で多かったキーワードや、担当職員が気になったキーワードについて、子ども自身の体験や考えをヒアリング。例えば「どんな時に楽しかった(うれしかった)ですか?」との問いには「挨拶」との回答が圧倒的に多く、担当者は当初「地域とのライトな関係」を書いていただけかと考えたが、ヒアリングで「お帰り」「服装にあってるね」など挨拶+αの言葉が励みにつながっていることが分かり、「子どもにとってあいさつは大人が考えている以上に重要な要素だ」という認識につながった。

こども版パブコメを行った目的は主に2つ。行政面の目的としては、子どもの意見を取り入れることによって計画に実効性を持たせること。教育面の目的としては、民主主義の担い手の育成につなげる狙いがあった。その後、「緑の基本計画」や「廃棄物処理計画」でも、子どもに関わる部分について所管に「公園やごみは子どもにも関係あることなので、子どもの意見を聴いてみませんか?」と投げかけている。

## エ 考察

パブコメの設問の言葉から子どもたちに考えてもらうなど、民主主義の担い手育成という教育の本質に目を向けながら取り組んでいるのは重要なポイントだと感じた。

子どもの本音を引き出すには、その場の雰囲気作りなどさまざまな仕掛けや配慮が必要。とりわけ日ごろから子どもとの信頼関係がある学校と連携しながら進めていくことが不可欠だと感じた。その意味で、計画の策定後も子育て担当が教育委員会と連携を図って学校でのルールメイキングに関わったり、市が作る他の分野の計画でも子ども版パブコメを提案しているのは、まさに「自分の意見で社会が変わった」という実感、社会参画の実感を子どもたちに持つてもらうために非常に大きな意味のある取組であり、その基本的な視点が佐久市でも参考にすべきだと感じた。



生駒市の視察の様子

### (3) 兵庫県尼崎市 「子どもの権利に関する周知事業について」「子どものための権利擁護委員会について」

2009年に「子どもの育ち支援条例」を策定。2021年に「子どものための権利擁護委員会」を設置し、子どもの声を聴いたり行政への提言を行ったりしている。

ア 観察日時 令和7年10月16日(木) 午後1時30分から午後3時00分まで

イ 対応者 こども青少年部長兼こどもの人権擁護担当課長、こどもの人権擁護担当係長

#### ウ 内容

子どもの育ち支援条例の制定後も虐待事案などが減らなかつたことから、子どもの権利を具体的に守るための仕組みが必要だということになり、条例に基づく機関として令和3年7月に子どもの権利擁護委員会を設置した。

委員会は「調査・調整」「提言」「後方・研修」の3つの機能を持ち、弁護士、社会福祉士、大学教員、元小学教員ら4人で構成。市から独立した組織として、年間40件前後の相談を受けている。最も多い相談内容は「学校・保育施設等の指導上・対応上の問題、不満」。これらのうち委員会が重大だと判断した事案について調査などを行い、これまでに勧告1件、提言4件、意見表明を1件行っている。

例えば令和7年8月に提言を行った事例では、障がいのある子の私立保育園での受け入れに関して保護者から委員会に訴えがあり、委員会で市内約90園のアンケート調査、16園のヒアリング調査を実施。発達の遅れを理由にした差別に該当すると指摘し、市に再発防止策を求める提言を行った。来年度予算で、加配分の補助の増額が予定されている。委員会の提言は重みを持って受け止められている。

委員の報酬は1時間当たり9000円で、月2回の定例会(1回4時間)と、調査活動(月5回×2時間)で、年間約780万円。ほかに日々の相談員(会計年度任用職員)4人がおり、月曜～土曜の10～18時にシフト制で毎日2人勤務。4人で年間約1500万円。

周知については、名刺大のカードとA4版3つ折りのリーフレットを学校や子育て施設、市民が利用する施設などで配布。リーフレットは英語、中国語、ベトナム語版もある。「あまっこライツ通信」を発行、そこで委員会のチームネームを募集して「あまっこけんりまもりたい」と決めるなどしている。

#### エ 考察

佐久市こどもの権利条例を作った際も、第三者機関の設置を検討した経緯があるが、結果的に設置に至らず現在に至っている。尼崎市では、専門性を持つ委員が構成する第三者委員会があることによって、私立の学校や保育園、県立学校などの問題にも積極的に関わることができていて、子どもの権利を守るために強力な存在になり得ることをあらためて確認できた。

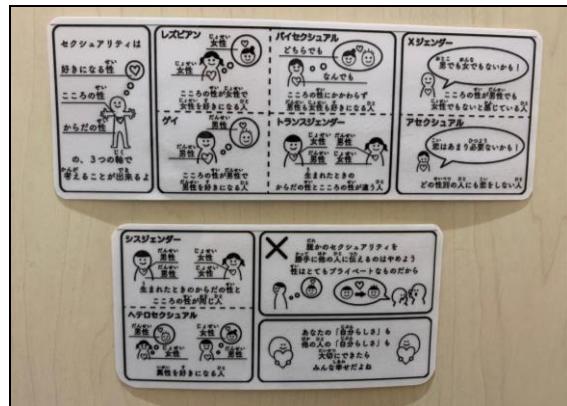
委員会が活動を通じて成果を挙げる中で、市役所内や学校・子育て施設など現場の信頼を積み重ね、徐々に存在感を高めているという。子どもの権利を守る具体的で強力な存在であるのは間違いない。

委員会と同じ建物に、子どもに関する相談機能を持つ「いくしあ」と、若者が自由に活動に利用でき、仲間づくりや相談機能も備えた「ユース交流センター」が同居しており、日常的に利用してい

る若者が困難を抱えていることに気づいたユース交流センター職員が権利擁護委員会につなげた例もあるという。この「ユニバーサルな場を起点としたハイリスク者へのアプローチ」は、野沢の子ども子育て支援拠点施設でも考慮すべき大切なポイントだと感じる。



尼崎市の視察の様子



中高生が多く利用する施設のため、至る所に体や心の悩みに関する啓発が掲示されている

#### (4) 愛知県名古屋市 「子どもの権利相談室『なごもっか』について」

2008年に「なごや子ども条例」を制定。2020年に条例改正し「なごや子ども斧の権利条例」とするとともに、子どもの権利相談室「なごもっか」を設置。専門的な立場から子どもの最善の利益の実現に向けて取り組んでいる。

ア 観察日時 令和7年10月17日(金) 午前9時30分から午前11時00分まで

イ 対応者 子どもの権利擁護委員、子ども未来企画部担当課長

#### ウ 内容

なごもっかは、子どもや保護者の相談を受け、市に対して勧告や申し立てなどを行う第三者機関。運営の中心となる「子どもの権利擁護委員」は弁護士、大学教員(福祉、教育、心理などの専門)5人で構成。ほかに7人の非常勤の「調査専門員」(弁護士、大学教員ら)、会計年度任用職員の「子どもの権利擁護調査相談員」13人がいる。さらに擁護委員の独立性を担保するため「子どもの権利擁護機関参与」(大学教員)1人、事務局員3人がいる。権利擁護委員の勤務は週に1日半~2日程度。日々は調査専門員が補っている。令和7年度の予算は人件費含め1億4800万円。

年間に初回件数で400件前後、延べ3000回前後の相談を受けている。相談してくるのは子ども、大人が半々。相談内容は、子どもの相談では「対人関係」「家族関係」が多く、大人の相談では「教職員の対応」が突出して多い。

子どもの権利擁護委員は、市民からの申し立てや委員自身の発意によって情報収集、調査を行い、問題があれば市に対して是正や改善の勧告を行うことができる。実際には、勧告は「最終手段」と捉えており、改善に向けた現場との対話を重視しているという。令和6年度は、私立高校の入試における合理的配慮についての申立てなどを実施した。

## エ 考察

ある施設の調査に入った際、当初は調査に入ることに否定的、非協力的だったのが、子どもや職員全員と話し、2年半かけて改善した時には「なごもっかに入ってもらってよかった」といわれ、今も毎年職員研修に呼ばれているというエピソードは印象的だった。「自分たちの専門性は自負しているが、学校現場に入っていくときは教員の専門性を尊重している」「すぐに解決に結びつくことは珍しい。子どもと一緒に考えることを大切にしている」といった言葉に表れているような対話重視のスタンスが、現場に受け入れられているのではないか。

今回の視察を通じ、子どもの権利を守るうえで第三者機関が極めて重要な役割を果たしていることを強く認識した。佐久市においても、子どもの権利侵害の事象を耳にすることがあるが、必ずしも全てのケースに対し、有効な手立てが講じられているとは言えないのが現実である。

政令指定都市である名古屋市や中核市の尼崎市と比較し、本市では予算や専門人材の確保に制約があるのは事実である。そのため、直ちに同様の機関を設置することは難しい側面もある。しかし、子どもの安心な暮らしと育ちを守るために、現状の課題に向き合う必要がある。まずは先進地の事例を参考にしつつ、本市の実情に合った相談・救済の仕組みはいかにあるべきか、市と意見交換を行うなど、議論を深めていくことも大切であると考える。



名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」視察の様子・啓発ポスター